

各支庁産業振興部建設指導課課長 様  
各土木現業所企画総務部建設指導課課長 様

建設部住宅局住宅課住宅管理グループ主幹

道営住宅の入居募集における応募のしおり等の記載について

このことについて、各支庁及び指定管理者が道営住宅の入居募集において作成する応募のしおりやHPの記載内容について、統一が図られていないとの意見が寄せられたことから、今回、記載内容の統一を図ることとしました。

つきましては、次のとおり記載例を送付しますので指定管理者あて通知するとともに、適切な対応が図られるよう、よろしくお願いいたします。

記

1 郵送による入居申込み方法の記載について

○募集を行う際には、HP及び応募のしおりに次のとおり記載すること。

ただし、表現内容については、あくまで例示であり、各支庁及び指定管理者が独自の表現により記載している場合で取扱いが同一である場合については、従前のとおりとする。

◇郵送による入居申込みについて

入居申込みに当たっては、原則持参受付としておりますが、申込みをしようとする道営住宅所在地に居住していないことや持参することが困難な事情がある場合は、郵送による申込みを受付けます。

なお、郵送による申込みについては、次のことに留意してください。

①申込書類に不備があった場合は受付できませんので、記入漏れ・誤記・添付書類の不足等がないよう、提出時に再度内容をご確認ください。

②申込書類に不備がある場合には、記載内容を確認するため、電話によりお問い合わせをするとともに、内容によっては、受付会場に来ていただく場合がありますのでご了解ください。

③受付完了後に抽選カードを送付しますので、返信用封筒（住所・氏名・切手貼付のもの）を同封してください。

④申込書類の不備についての訂正等の補完手続きが受付期間内に終了しない場合は受付できませんので、ご注意ください。

2 募集に伴う抽選結果の取扱いについて

○抽選結果の取扱いについては、各支庁及び指定管理者において異なる状況が見受けられた。

ケース① 当選者（仮当選者）のみ連絡し、落選者には連絡しない。

ケース② 入居申込者全員に連絡する。

ケース③ 抽選会に参加しなかった者のみ連絡する。

これまでの各支庁及び指定管理者における取扱い及び経費の効率的な執行等を勘案し、「ケース①」を採用することとし、その旨をHP及び応募のしおりに次のとおり記載すること。

なお、上記1のただし書きに該当する場合については、同様とする。

◇抽選結果について

○月×日から○月×日までの間、○○支庁（事務所）で掲示するほか、抽選日から○日後にHPでもご覧いただけます。

なお、抽選結果については、抽選日から○日以内に当選者（仮当選者）の方へ連絡いたしますが、落選者の方へは連絡いたしませんので、ご了解願います。